

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

本市は、2004(平成16)年3月に「直方市環境基本計画(直方の環境まちづくり計画)」(以下、「第1次計画」とします。)を策定後、2014(平成26)年3月には、第1次計画における施策の進捗状況や本市を取り巻く環境変化を踏まえて、第2次直方市環境基本計画(以下、「第2次計画」とします。)を策定しました。

第2次計画策定から10年が経過し、特に地球温暖化による気候変動問題は深刻化しており、我が国では、国際的な取り決めや国内の方針を通じて脱炭素社会の実現を目指しています。地方自治体においても、CO₂排出量の削減や再生可能エネルギーの普及、様々な省エネ活動の推進など、具体的かつ効果的な地球温暖化対策が求められていますが、本市では2022(令和4)年2月26日に、市民や事業者、行政が一体になってあらゆる賢い選択の積み重ねにより、ライフスタイルを維持しながら、2050年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

そこで、これからの10年を考えるにあたり、2015(平成27)年12月に地球温暖化対策の新たな枠組みとして採択された「パリ協定」や、それを踏まえた国の「地球温暖化対策計画」(2021(令和3)年10月22日閣議決定)、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(2019(令和元)年)、「第五次環境基本計画」(2018(平成30)年)などを踏まえつつ、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を含んだ、新たな第3次直方市環境基本計画(以下、「第3次計画」とします。)を策定します。

2. 計画の位置づけ

第3次計画は、「第6次直方市総合計画」（以下、「総合計画」とします。）で示された将来像「未来へつなぐ～ひと・まち・自然～」を環境面から実現するためのものです。国や県、本市の法制度や各種計画との関連性に配慮するとともに、市民、事業者、行政、その他関係機関・組織と連携を図りながら施策を進めていきます。本市が重点施策として取り組むカーボンニュートラル社会の構築に向け、国の地球温暖化対策計画に即し、地域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画である地方公共団体実行計画（区域施策編）を含むものとします。

図表 1-1 環境基本計画の位置づけ



3. 計画の期間

第3次計画の期間は、2024(令和6)年度を初年度とし、2033(令和15)年度を目標年度とする10年間です。2024(令和6)年度には現行の第2次環境保全行動計画(後期)を見直し、2025(令和7)年度を初年度とする、「第3次環境保全行動計画」(以下、「行動計画」とします。)を策定し、それに基づいた施策を実施します。毎年、行動計画の進捗状況を点検し、その結果を次年度以降の取組みにつなげるとともに、社会を取り巻く環境の急激な変化に対応するため、臨機応変に行動計画を見直します。

4. 計画の対象分野

第3次計画の対象地域は、本市全域とし、計画の対象分野は下記の通りとします。

図表 1-2 計画の対象分野

環境の範囲	項目
自然環境	森林、里地里山、河川、生態系・生物多様性
生活環境	水環境(水質、水辺環境)、大気環境(大気質、悪臭)、騒音・震動、土壌、廃棄物の適正処理、環境美化
持続可能な社会	カーボンニュートラル、省エネルギー、再生可能エネルギー、4R推進
学び・協働	環境学習、環境保全活動、交流促進